1　登録番号　第7208号
2　登録年月日　平成11年4月15日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　ローズワイン　新世紀
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社河野メリクロン
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地1

○農林水産省告示第千八百九十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年四月二十八日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号　第25168号
2　登録年月日　平成28年4月27日
3　農林水産植物の種類
Buddleja L.
4　登録品種の名称　バーンクロス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
John R. Senior
Moor House, 63 Moor Road, Melsonby
Richmond, North Yorkshire DL 10 5PF,
United Kingdom

○農林水産省告示第千八百九十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

1　品種登録の番号　第26273号
2　品種登録の年月日　平成29年11月16日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Physalis L.
4　登録品種の名称　キャンディーランタン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社大和農園
奈良県天理市平等坊町110
7　出願公表の年月日　平成27年6月26日
II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

I　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日
1　品種登録の番号　第26275号
2　品種登録の年月日　平成29年11月16日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　里山（さとやま）のつぶ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
福島県
福島県福島市杉妻町2番16号
7　出願公表の年月日　平成28年4月27日
II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字瀬間谷一九の一、一九の二、二〇から二二まで、小字西奥谷八九、九四、九七の一、九八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字瀬間谷一九の一・二一・二二・小字西奥谷九四・九七の一・九八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町引原字セツ谷二二二の二八、二二二の三一、字シソゾカ谷二二八の一〇、二二八の一一、字ハサリ二六四の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市波賀町引原字下小原四〇九の一、四〇九の二、四一〇の一、四一三、字上小原四四八の一、四四九から四五一まで、字大ズエ四六三の六から四六三の九まで、四六三の一一、字カイガス三八九の一、三八九の二、三八九の八、三八九の一三から三八九の一五まで、三八九の四八、三八九の五九、三八九の六一から三八九の六三まで、字カンコ谷四一六の一、四一六の三、四一六の八、四一六の一四、四一六の一六、四一六の一八
二　指定の目的　水源の涵養（かん）